

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則2～7に示されている内容と当社「お客様本位の業務運営方針」の対応関係は以下のとおりです。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」	当社「お客様本位の業務運営方針」			
	1. お客様の最善の利益の追求と利益相反の適切な管理	2. お客様に分かりやすい情報提供と取得した情報の適正管理	3. お客様にふさわしいサービスの提供	4. 運営方針の浸透に向けた従業員の教育と態勢整備
原則2【顧客の最善の利益の追求】	○			
(注)	○			
原則3【利益相反の適切な管理】	○			
(注)	○			
原則4【手数料等の明確化】	非該当（生命保険の保険料以外に、お客様に手数料その他の費用をご負担いただく業務は行っていないため）			
原則5【重要な情報の分かりやすい提供】		○		
(注1)		○		
(注2)	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）			
(注3)		○		
(注4)		○		
(注5)		○		
原則6【顧客にふさわしいサービスの提供】			○	
(注1)			○	
(注2)	非該当（複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等はないため）			
(注3)	非該当（当社は生命保険代理店業であり、金融商品の組成に携わらないため）			
(注4)	非該当（代理店業務委託契約を締結している生命保険会社は、外貨建保険・変額保険の商品はないため）			
(注5)			○	
原則7【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】				○
(注)				○

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」につきましては、金融庁ホームページをご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>